

様式第2（第4条の2関係）

10kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所（〒 - ）  
(注1)

氏名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 ( ) -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、10kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

10kW未満の太陽光発電事業計画 第1表による

担当経済産業局（注2） \_\_\_\_\_

第1表 10kW未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容		備考
事業者名 (注3)		<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否 (注4)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納付されている方)	
	<input type="checkbox"/> インボイス発行事業者に 該当する (登録年月日) 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納付されていない方)	
法人番号/ インボイス発行事業者の登録 番号 (注5)		
法人の代表者氏名 (注3)	役職	
	氏名	
法人の役員氏名 (注6)	役職	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	氏名	
	役職	
	氏名	
	役職	
	氏名	
密接関係者 (注7)		
事業者の住所 (注3)	(〒 - )	
発電設備の出力 (kW) (注8)		
最大受電電力 (kW) (注9)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者	
パワーコンディショナーの自 立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( kW) (自立運転機能 kW)	
	<input type="checkbox"/> 無	
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有	
	<input type="checkbox"/> 無	
発電設備の名称		
発電設備の設置場所 (注10)	(〒 - )	<input type="checkbox"/> 別紙あり
複数太陽光発電設備設置事業 の該当性 (注11)	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置 事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置 事業
	<input type="checkbox"/> 該当しない	

太陽光発電設備の設置形態	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (□既設の建物等 <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等)	建物の所有	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有			
		建物の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 地上設置 (□野立て <input type="checkbox"/> 営農型 <input type="checkbox"/> 水上)	土地の所有	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有			
太陽電池に係る事項 (注12)	製造事業者名					
	種類					
	変換効率					<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
	型式番号					<input type="checkbox"/> 別紙あり
	枚数(枚)					
	合計出力(kW)					
配線方法(注13)						
自家発電設備等の設置の有無 (注14)	<input type="checkbox"/> 有	自家発電設備等の種類	<input type="checkbox"/> 蓄電池	押し上げ効果の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			<input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 無					
電気事業者への電気供給量の計測方法(注15)						
系統接続に係る事項 (注16)	接続契約締結日		年 月 日			
	接続契約締結先					
事業実施工程 (注17)	設置工事開始予定日		年 月 日			
	系統連系予定日		年 月 日			
	運転開始予定日		年 月 日			<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日		年 月 日			

保守点検責任者	法人名（法人の場合）		
	責任者氏名		
	所属・役職（法人の場合）		
	電話番号		
	法人番号（法人の場合）		
保守点検及び維持管理計画（注18）			<input type="checkbox"/> 別紙あり
解体等に要する費用	<input type="checkbox"/> 外部積立て（法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
自家消費等計画（注19）	当該発電設備における発電電力量の見込み		kWh/年
	自家消費等の量の見込み		kWh/年
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）		kWh/年
	自家消費等の比率		%
遵守事項（注20）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注21）		<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		<input type="checkbox"/>
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。		<input type="checkbox"/>
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。		<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input type="checkbox"/>
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。（注22）		<input type="checkbox"/>
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		<input type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		<input type="checkbox"/>	
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し及び建物の登記事項証明書を提出すること。また、運転開始までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】			<input type="checkbox"/>

	書類の種類	書類名	備考
添 付 書 類	①印鑑証明書（注23）		
	②発電設備の設置場所に 係る登記簿謄本（注23）		
	③土地の取得を証する書 類等（注24）		
	④建物所有者の同意書（屋 根設置の太陽光発電設備 のみ）（注25）		
	⑤検査済証の写し（屋根設 置太陽光発電設備で複数 太陽光発電設備設置事業 を営む場合のみ）（注26 ）（注27）		
	⑥建物の登記事項証明書（ 屋根設置太陽光発電設備 で複数太陽光発電設備設 置事業を営む場合のみ）（ 注26）		
	⑦太陽電池の全てが屋根 に設けられていることを 示す図面及び写真（屋根設 置太陽光発電設備で複数 太陽光発電設備設置事業 を営む場合のみ）（注28 ）		
	⑧構造図 （注22）（注29）		
	⑨配線図（単線結線図） （注29）		
	⑩接続の同意を証する書 類の写し		
	⑪最大受電電力を証する 書類（注30）		
	⑫森林法の許可の取得状 況を示す書類（許可取得 が必要な場合）（注31）		
	⑬宅地造成及び特定盛土 等規制法の許可の取得状 況を示す書類（許可取得 が必要な場合）（注31）		
	⑭砂防法の処分に係る状 況を示す書類（処分が必要 な場合）（注31）		
	⑮地すべり等防止法の許 可の取得状況を示す書類 （許可取得が必要な場合 ）（注31）		
	⑯急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律 の許可の取得状況を示す 書類（許可取得が必要な 場合）（注31）		
	⑰その他1		
	⑱その他2		
	⑲その他3（注32）		

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。  
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、  
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、  
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注5) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注6) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第591条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注7) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注8) 発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW以上50kW未満となる場合は様式第1の2、50kW以上となる場合は様式第1により申請すること。
- (注9) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注10) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注11) 第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であつて、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が10kW以上50kW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であつて、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が50kW以上となる場合をいう。  
なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て（法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。）の方法により積み立てるものとする。
- (注12) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。  
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。  
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池  
A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池  
B：薄膜半導体を用いた太陽電池  
C：化合物半導体を用いた太陽電池  
変換率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
- (注13) 配線方法は次の記号にて記載すること。  
Z：全量配線  
Y：余剰配線
- (注14) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、押し上げ効果の有無を記載すること。
- (注15) 電気事業者に対して供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。
- (注16) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注17) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注18) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスに

- チェックを付して、別紙として作成すること。
- (注19) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第27条の3第3項第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建築物に発電設備を設置する場合には、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
  - (注20) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
  - (注21) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
  - (注22) 当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
  - (注23) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
  - (注24) 登記簿謄本上の名義が事業者でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
  - (注25) 建物の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
  - (注26) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
  - (注27) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
  - (注28) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
  - (注29) 構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。
  - (注30) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
  - (注31) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
  - (注32) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。